

利益配分の対象となる「遺伝資源の利用」に係る議論について

利益配分の対象となる「遺伝資源の利用」の考え方については、本検討会において次のような議論があった。

＜条約及び議定書における関係規定＞

生物多様性条約（以下「条約」という。）第 15 条 7 及び名古屋議定書（以下「議定書」という。）第 5 条 1 において、遺伝資源の利用等から生ずる利益の配分は、相互に合意する条件（以下「MAT」という。）に基づき行うよう規定されている。また、「遺伝資源の利用」については、議定書第 2 条 (c) において、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことと定義されている。

＜法的安定性のある「遺伝資源の利用」の考え方の整理の必要性＞

MAT は遺伝資源の提供者とその取得者の立場にある両当事者の交渉の結果として設定されるため、MAT の設定交渉では、両当事者が「遺伝資源の利用」の語句が指す具体的行為について、共通した土台で議論することが必要になる。

現状の議定書の「遺伝資源の利用」の定義では、各締約国で様々に解釈されることも想定されるため、日本で法的安定性を有する「遺伝資源の利用」の考え方を整理のうえ MAT の設定交渉に対応可能となれば、例えば、日本の利用者が MAT 交渉の相手方にそれを提示することで、共通認識の形成や、MAT に係る無用な紛争の回避に資するとともに、仮に紛争が生じた場合にも紛争解決後の結果についての予測可能性が高まると期待される。

＜特許制度を参考とすることについて＞

「遺伝資源の利用」の考え方を整理する際に参考とできるものとして、他者の有する権利を用いるとの趣旨で、既に法的安定性が確立している特許制度がある。特許発明の利用については、例えば、ある人が特許権をもつ特許発明 A をヒントに、別の人が発明 B を見出し特許権を取得した場合、特許発明 A の利用及び特許発明 A と B の利用は特許発明 A の利用に該当するが、特許発明 B のみの利用は特許発明 A の利用には該当しないとされている。この特許発明の利用の考え方を「遺伝資源の利用」の考え方に応用する場合は、次のような例が考えられる。

＜「遺伝資源の利用」の考え方の例＞

糸状菌の中に存在するコレステロール低下作用をもつ化合物であるメバスタチンやメバコール（上記説明での特許発明 A に相当）を、糸状菌から抽出しコレステロール低下薬として開発することは、糸状菌という「遺伝資源の利用」に該当する（なお、メバスタチンについては医薬作用が不十分であるため実際には製品化されていない）。一方、メバスタチンやメバコール（特許発明 A）をヒントに、ただしそれらを使用することなく、糸状菌の代謝産物中には存在していなかった医薬作用のより強い化合物であり、全合成できる

リピトールやクレストール（特許発明 B）を開発することや、リピトールやクレストール（特許発明 B）のみを有効成分とするコレステロール低下薬を製品化することは、糸状菌という「遺伝資源の利用」には該当しない。

これは一例ではあるが、遺伝資源の利用を促進する観点から、このような明確な「遺伝資源の利用」の考え方が今後整理されることが望まれる。